

野生鳥獣による生活環境被害防止に係る自主防除活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による生活環境被害を防止するため、市民主体の自主防除活動を行う団体に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、野生鳥獣の住宅地等への出没による人の生命、身体及び財産に対する被害を防止することを目的として、市民が主体的に組織した団体が行う活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 餌その他の出没要因の除去及び追払いに要する経費
- (2) 周辺住民への周知・啓発に要する経費
- (3) その他被害防止に必要な活動に要する経費

2 次の各号に掲げる経費は、交付の対象外とする。

- (1) 事務所等の維持経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費・謝礼
- (3) 団体の構成員の飲食費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の規定に基づく交付対象経費の範囲内において、1団体につき300,000円を限度とする。

2 補助金交付の対象となる団体が、3以上の学区（概ね小学校の通学区域をいい、元学区を含む。）の地域住民等で構成され、3以上の学区の地域において活動する場合は、1,500,000円を限度に、前項に規定する額を超えて補助金を交付することができるものとする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、自主防除活動事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、補助金の交付の対象となる事業実施日の30日前までに次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が特に緊急性があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 自主防除活動事業計画書（第2号様式）
- (2) 自主防除活動事業予算書（第3号様式）
- (3) 交付申請団体規約その他の活動内容を証する書類
- (4) 交付申請団体構成員名簿、その他の類する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 通年で実施している事業については、前項の規定による申請を当該年度の6月末日までに行わなければならない。

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、自主防除活動事業変更承認申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、自主防除活動事業中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに自主防除活動事業実施報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 自主防除活動事業収支決算書(第7号様式)
- (2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第8条 交付申請団体は、条例第21条第2項の規定により補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。

2 交付申請団体は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第4条の規定による自主防除活動事業補助金交付申請書(第1号様式)においてその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。